

報道関係者 各位

令和 8 年 5 月 28 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課  
課長 田川 健志  
労働衛生専門官 原田 武哉  
(電話)018-862-6683

## 令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施等について ～職場における熱中症対策が強化されています～

厚生労働省では、従来から職場における熱中症予防対策について、毎年重点事項を示し、その予防対策に取り組んできたところです。平成 29 年（2017 年）からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という（別添資料 1 参照）。）を実施し、災害防止団体等と連携して熱中症予防対策を推進しています。秋田労働局（局長 千葉裕子）では、今年もキャンペーンを実施し、下記の取組を行っています。

また、職場における熱中症対策を強化するため、令和 7 年 6 月 1 日から改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）が施行されています。この改正は熱中症の重篤化を防止することを目的とした対策を義務化したものであり、改正内容の遵守が引き続き求められます。

記

### 【クールワークキャンペーンの取組等】

- ① 職場における熱中症対策の徹底を図るため、改正安衛則を広く周知し、その履行状況を確認していくほか、令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱及び令和 8 年 3 月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知と当該要綱で定める熱中症対策の徹底を図ります。
- ② 職場における熱中症対策について、広く事業者にも周知し対策の徹底を図るため、改正安衛則周知用のパンフレット等を使用して周知を図ることとしております（別添資料 2 参照）。また、キャンペーンを広く周知し、取組意識の向上を図るために『Cool work AKITA』ロゴマークを用いた周知を図ります（別添資料 3 参照）。
- ③ 熱中症に関する改正安衛則の内容や熱中症の防止対策の周知を目的とした「熱中症対策説明会」を開催いたします（別添資料 4 参照）。
- ④ 県内の労働基準監督署において 7 月に建設現場に対する監督指導・個別指導を重点的に実施し、建設現場での熱中症対策の実施状況の確認を行います。
- ⑤ 令和 8 年 5 月 7 日と 11 日に労働災害防止団体等に対して、労働基準部長が団体等関係者に対して要請を実施済みです。
- ⑥ 以上のほか、様々な機会にキャンペーンについて周知するとともに、各事業場における熱中症対策への取組状況を確認し、必要な指導を行います。

## 1 秋田労働局において実施するクールワークキャンペーンの実施項目

- (1) 職場における熱中症を予防するため、令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱で定める対策を確実に実施するとともに、特に以下の3点について重点的に対策を講じていただく
- ① 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
  - ② 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと
  - ③ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと
- (2) 改正安衛則の内容を引き続き周知し、指導を行う
- 【早期発見のための体制整備】  
熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制を整備すること
- 【重篤化を防止するための措置の実施手順の作成】  
作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定めること
- 【関係作業員への周知】  
取り決めた報告体制及び定めた実施手順を関係作業員に周知すること

## 2 「熱中症対策説明会」の開催（別添資料4参照）

- (1) 実施日時等
- 令和8年6月15日（月） 14:00～16:00（オンライン説明会）  
令和8年7月22日（水） 13:00～15:00（大仙市大曲交流センター）
- (2) 説明内容
- ・改正安衛則（職場における熱中症対策の強化）の解説と、職場における熱中症予防対策について説明します。

## 3 要請を行った事業者団体

- ・一般社団法人秋田県労働基準協会
  - ・建設業労働災害防止協会 秋田県支部
  - ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 秋田県支部
  - ・林業・木材製造業労働災害防止協会 秋田県支部
  - ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 秋田県支部
  - ・一般社団法人秋田県警備業協会
- 令和8年5月7日要請済み
- 令和8年5月11日要請済み

#### 4 秋田県内の熱中症による死亡災害発生状況（過去 10 年）

発生年月	業種	年代	発生状況
令和元年 8月	新聞配達業	40歳代	新聞配達業務のため市道を原付バイクで走行中、熱中症を発症した。病院に搬送され治療を受けたものの、その後、死亡した。台風接近の影響でフェーン現象が発生したため、熱中症を発症した午前4時ごろの気温は30度に達していた。
令和4年 8月	その他の土木事業	50歳代	田圃の草刈作業を同僚とともに進んでいた被災者が午後1時ごろ、草刈機を持ったまま倒れているところを同僚に見つかった。被災者は雨合羽を着用しており、高温環境下、熱中症を発症したものと推定される。
令和5年 7月	警備業	40歳代	国道の区画線等塗装工事現場で、被災者は塗装作業車の前方を歩きながら交通誘導を行っていた。作業終了直後、被災者はその場に座り込み、その後、意識を失って倒れたため、病院に救急搬送したが熱中症により死亡した。なお、災害発生時の気温は31.5度であった。
令和5年 7月	その他の土木事業	70歳代	農地の基盤整備工事現場で、被災者はドラグ・ショベルで掘削した箇所の高さを確認する作業を行っていたところ、体調が悪くなりその場に横たわった。その後、病院に搬送され入院していたが、3日後に熱中症により死亡した。なお、災害発生時のWBGT値は30.7度（実況推測値）であった。
令和5年 8月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建築 工事	40歳代	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。
令和5年 8月	ゴルフ場	60歳代	被災者は事業場に隣接する土木現場から、冬季に薪として使用する木材を事業場の倉庫に搬送する作業を行っていたが、午前11時頃、熱中症で意識を失い、その後、死亡した。

「秋田労働局：労働者死傷病報告」より

※ 令和6年以降は、秋田県内において熱中症を原因とした死亡災害は発生しておりません。

#### 5 参考資料

- 資料1 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）
- 資料2 職場における熱中症対策が強化されました！（パンフレット）
- 資料3 『Cool work AKITA』ロゴマークについて
- 資料4 改正労働安全衛生法等セミナー（熱中症対策を含む。）（リーフレット）

秋田労働局ホームページの特設サイトに熱中症対策関連情報をまとめています。  
URL : [https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage\\_02520.html](https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_02520.html)



● 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称のこと。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

● 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さ指数のこと。